

令和6年第8回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年8月22日（木）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和6年8月22日(木)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第44号 非農地証明申請について
日程第 6 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	欠	8	黒瀬 忠司	欠	12	高松 忠夫	欠

事務局 出席 武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 47分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和6年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の総会にあたりまして、8番 黒瀬委員さん、4番 見坂委員さん、12番 高松委員さん、3名の欠席の申し出がございました。ただいまの出席人数は9名でございます。定数に達しておりますので、これより令和6年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。6番 山本 英次委員、7番 津田 泰成委員を指名をいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号64号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。64号について報告いたします。8月9日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。別図のですね41-64をご覧くださいと思います。申請地は吉田町●●●●にございまして、●●●の工場の北側にある田4筆、畑2筆です。申請地の●●●●のすぐ南が申請人の住居になっております。申請人は親子の関係でございまして、譲渡人の父が高齢となり、譲受人の息子さんに経営移譲する申請でございまして、田4筆はすべて水稻を作付けしておられ、畑2筆は草刈り等の管理をされております。引き続いての耕作及び管理するもので、周辺農地等には何ら支障もなく、許可妥当と確認をいたしました。以上で報告を終わります。尚、詳細については別紙調査書をご覧くださいと思います。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号65号につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。受付番号65号について説明させていただきます。現地は8月9日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。場所は、●●●●●●の●●●の方なんですけど、●●●●●●の跡地が●●●にあります。その●●●●●●に面した所の一角なんですけど、この畑になっている所は、これの3倍ちょっとぐらいの土地だったんですけど、そこを●●さんが宅地として販売されてですね、この●●さんが畑を家庭菜園として使っていたんですけど、引き続き一部は家庭菜園として使用したいという事で●●さんをお願いしまして、一部は宅地で、一部は●●さんが譲ってもらってですね、●●さんの畑のすぐ上が宅地となっております。家の前の畑が欲しいと。問題はないかと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号66号につきまして、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。66号について説明申し上げます。8月8日に、現地確認を農業委員、事務局、推進委員といたしました。場所ですが、41-66をご覧くださいと思います。●●●●●●を進んで行きますと、●●●●という地区がございます。その地区に入るとすぐに、●●●●●●というのがあります。●●●●●●です。その前を真っ直ぐ400から500m進んでいきますと、今回申請された土地がございます。この土地でございますが、●●さんは後継者がいないために、高齢でもあり管理をできないため、何とか始末をしたいという事で、遠縁にあたる●●さんにお譲りして管理をしていただくという事でございました。●●さんは、草が生えておりますのでそれをきれいに整備した後に、果樹等を植えていきたいという事でございました。なお詳しくは別紙をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号67号について、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号67号について報告します。8月8日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。図面番号41-67をご覧ください。●●●●●●●●●●を右折して、●●●●を約1kmほど行くと、真ん中の交差点まで行きます。そこを右折して



○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。

一件、私が質問してもいいでしょうか。先ほどの70号の●●●●●さんですが、●●●●の任住ですよね。通いで耕作されるというようなんです？機械等はどのようにされるのですか？

○山本委員

●●●●なんで。

○田中会長

近いのは近いですけど。

○事務局

通って来られるそうで、機械も持っておられるとのこと。また、広域の認定農業者を目指しておられ、規模拡大をされておられるそうです。

○田中会長

分かりました。他にございませんか？よろしゅうございますか？質疑、意見がないようでございますので質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請の通り賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

日程第3 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をおこないます。受付番号25から26号の2件につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

25、26号について説明させていただきます。まず25番なんですけれども、場所的にはですね、八千代町●●の●●●を降りるところ、●●●の上の所、頂上付近になります。●●から右手の方、畑の一角なんです。畑のここは、相当の、●●さんの畑がたくさんあったんですけど、現在は太陽光発電になっています。現在の場所なんですけど、一面の大きな畑で、現在太陽光発電の敷地になっている所より一段下がったところの法面のところ、実際畑だった所なんですけど、そこをですね墓地として活用したと。共同墓地のような形になっているんですけど。だんだんと共同墓地から移転したりして、現在は墓は3基ぐらいしか残ってないんですけど、この場所につきましては、もう50～60年前から墓を作っていて、最近こういう墓地を作ったところではないので。現地の方につきましては、8月9日に、農業委員、推進委員、事務局で確認しましたが、特に近隣に問題になるような場所でもないし、問題はなかろうと思います。

それから26号ですけど、これにつきましては、八千代町●●。ちょうど●●●●●●●●というところが一番上にあるんですけど、●●の方から●●●●●●●●にあがる道、三差路になります。そこから左の方に行きますと、●●●●●●●●があって、かどっこの所の土地なんですけど、以前はここは一枚の田んぼ、田だったらいいんですよ。そこを●●さんのお父さんが、●●という●●●●●●●●を建てられました時に、一部は●●●●●●●●でずっと経営しておられます。一部を雑種地みたいところで残っておったんです。それを数年前に整地して、●●の駐車場として活用しているということですね。周りは他人の土地はありませんし、その一角は●●さんの土地ばかりです。特に問題はないと。始末書を添付しておりますし、近隣の農地には特に問題はないと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見のある方はご発言をお願いします。ございませんか？よろしいですか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。

次へまいります。日程第4 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてを



たりが申請地で、図面の●●●●●●とか●●●●●●の隣の空白のところが●●●●●●になります。申請地は、現地確認の際には雑草が生い茂っていました。申請人の●●さんは高齢で、申請地を耕作したり管理することは困難なため、譲渡し、太陽光発電設備として利用するものです。周囲には太陽光発電設備になっている所が多いため、周囲の理解を得られる事もありますし、水路なども整備されており、近くに住宅などがあるため、遊休農地が解消されれば周辺環境もよくなるため、今回の申請は致し方ないかと見てきました。尚詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ないでしょうか？よろしいでしょうか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。尚、受付番号59号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。次へまいります。

日程第5 議案第44号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点の説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号9号につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。9号について説明させていただきます。8月9日、農業委員、事務局、推進委員で現地を確認しております。現地につきましては、八千代町の●●というところなんですけど、山の谷沿いに沿ってですね、ずっと耕地が奥まで、昔はずっと棚田が連なって田んぼがずっとあったようなんですけど、現地に行く途中に見ましても、棚田も遊休農地、放棄農地でありまして、一部田んぼがありますけど、あとはほとんど放棄地みたいな形になっている所

です。現地もどん詰まりの所に●●●●●●●●●●があるんですけど、その一角なんですけど、谷側沿いに、林道と川に挟まれたようなところに、食糧事情もあるんでしょうけど、昔は棚田という事で、谷川の水を引いて稲作をしていたと思うんですけど、現状は田んぼの痕跡は残っているんですけど、ここは田んぼかなというような事で、ここに書いてあるように原野というような形でした。ここにつきましても、水利といたしますか、水も谷川の水を使いながらずっと耕作していたようなんですけど、近くの人に聞きましたところ、最近はずっと谷川の水も枯れたりするようで、もうできないんじゃないかという事でした。申請地につきましても水利も悪いですし、到底もう田んぼ等で使えるような状況ではありませんし、回復させる利用価値もありませんし、非農地とすることも致し方ないと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号10号につきまして、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号10号について報告します。8月8日、農業委員、推進委員、事務局とで現地確認しました。図面番号44-10をご覧ください。場所は、●●の●●●●●●●●●●がある交差点から●●●●●へ600m行った所から、山側を向いて直線距離で400m入った山中になります。推進委員の玉井さんが、現地調査の際に山の中を歩いてくださったんですけど、農地のような所を確認できなかったそうです。現地確認の際には、自分の撮影用のドローンで上空から撮影をしてみたりもしたんですが、やはり農地のような所を確認できず、山の中に取り込まれて分からない状態でした。境界も分からない状態で、図面の大きな範囲の中に農地がないという事で確認して、今回の申請は妥当であると判断をしてきました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。

○藤原委員

10番の登記簿が山林になっているんですけど、これにつきましては農地法との関連はどうなんですか？山林に非農地証明とは？

○事務局

登記簿は山林になっていますけど、農地台帳に登載されておりましたので、おそらく昔は果

樹園とかで使われていたのかなと。そういうことで、理由なく台帳から落とすわけにはいかないので、申請をしていただくようお願いした次第です。

○藤原委員

基本的には登記と連動する時には、農業員会にかけて処理が必要という事で、手順としてはなるんじゃないかと。これはそれを無しに、登記簿を変更できるんかね。

○事務局

登記簿が農地じゃないものについても、現況が農地になっていれば農地台帳に登載されておきますので、おそらく何らかの経緯で、もともとは農地だった。登記簿は山林なんですけど、現況は農地だったということで過去に登載されていたんじゃないかと思われま。

○田中会長

課税対象になっていたんでしょうね。農地として。登記は山林でも、現況が畑で畑の固定資産税を払っていたんじゃないかと私は思いますね。登記簿が山林なんで、山林を畑に開墾をして、畑としての登記はないけども、現況は畑なんで税金は畑で払っていた気がするんですけどね。そういう例は前ありましたよね？

○藤原委員

山林を開墾して畑かなんかにして、山林のままで登記簿は残っていたけど。現況は畑かなんかで使っていたけど、最近見たら現況は山林だったと。

○田中会長

ありますよ、昔は。登記は山林なんだけど、畑の固定資産税を払っていた人もいましたよ。税金は現況課税ですから畑の課税をされて、ただ登記簿は山林なんですけど。あることはあるかなと。草地なんかは。藤原委員さんよろしいでしょうか？

○藤原委員

はい。

○田中会長

その他、ご意見やご質問がございましたら。

質疑、意見がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第44号 非農地証明申請につきまして、申請通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって議案第44号 非農地証明申請につきましては受理することに決しました。

続きまして、日程第6 議案第45号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第45号 農用地利用集積計画の決定につきまして、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第45号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上をもちまして本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。これをもちまして令和6年第8回安芸高田市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 閉会